

被扶養者（異動）届をお忘れなく

被扶養者の方で、右のいずれかに当てはまり、被保険者との生計維持関係がなくなったときは、被扶養者から外す手続きが必要です。健保組合へ「健康保険被扶養者（異動）届」に被扶養者でなくなる方の保険証を添付して、異動があった日から5日以内に提出してください。

※パートタイマーなどの短時間労働者であっても、一定の条件を満たし、勤務先の健康保険に加入した場合は被扶養者でなくなります。詳しくはホームページ（健保組合のしくみ ▶ 加入について ▶ 健康保険に加入する人）をご覧ください。

こんなときは被扶養者でなくなります

- ☐ 子どもが就職した
- ☐ 子どもが結婚してその配偶者の被扶養者になった
- ☐ 給与、年金、不動産所得などの収入で、年間収入が130万円を超えた（60歳以上または障害がある場合は180万円）
- ☐ 亡くなった
- ☐ 75歳になった

詳しくはHPへ

HOME >>
各種申請・申込 >>
家族の加入について



日本アイ・ビー・エム健保組合クラブオフ ホームページ閉鎖のお知らせ

前号（My Health 94号）およびIBM健保組合ホームページにてお知らせしているとおり、「日本アイ・ビー・エム健保組合クラブオフ」の契約終了に伴い、2月末日をもって日本アイ・ビー・

エム健保組合クラブオフのホームページが閉鎖となりましたのでお知らせいたします。

ご不明の点がございましたら、「Webでのお問い合わせ」をご利用ください。

特例退職被保険者、任意継続被保険者のみなさまへ

3月初旬 2018年度の保険料納入通知書を発行します

* 特例退職被保険者で毎月払いの方は除きます（毎月払いの方は、3月27日から新保険料での引落としとなります）。

* 納付方法に応じた **毎月払い（任意継続被保険者のみ）** **1年分前納** **6カ月分前納** の通知書を一括でお送りします。

● 2018年度の保険料

特例退職被保険者

2018年 3月から	標準報酬月額	410,000円
	健康保険料	28,044円
	介護保険料	4,100円
	合 計	32,144円

* 65歳以上の方の介護保険料は、健保組合では徴収していません。

任意継続被保険者

2018年 3月から	標準報酬月額 （上限額）	530,000円
	健康保険料	36,252円
	介護保険料	5,300円
	合 計	41,552円

* 40歳未満の方は介護保険料の徴収はありません。

★ 編 集 後 記 ★

今号では、理事長の年頭メッセージ、健康保険関連の主な制度改正、みなさまの声を集計した「アンケート結果」、医療機関への受診のしかた等についてお知らせいたしました。

今後も、みなさまの健康生活のお役に立つ情報提供を行ってまいりますので、ぜひご愛読いただければ幸いです。

● 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで